明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○外国為替に関する省令の一部を改正する省令（財務六八）　二
○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（国土交通一〇五）　二

〔告　示〕

○平成二十八年五月二十三日国家公安委員会告示第十八号の一部を改正する件（国家公安委五一）　二
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産二二六九）　三
○保安林の指定をする件（同二二七〇～二二七五）　三
○保安林の指定を解除する件（同二二七六～二二八二）　四
○航路標識に関する件（海上保安庁五五）　四
○道路に関する件（東北地方整備局七九、八〇）　五
○道路に関する件（中部地方整備局一〇一、一〇二）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局一三〇）　六

〔国会事項〕

内閣　宮内庁　国家公安委員会　警察庁　公安調査庁　最高裁判所　七

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　七
〔褒　賞〕　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕

官庁事項　八

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　八
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し、迫川上流土地改良区の定款変更の認可関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　九

会社その他　三一

省　令

○財務省令第六十八号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の一部の施行に伴い、並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、及び同令の規定を実施するため、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十二日

財務大臣　加藤　勝信

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
（届出を要する対外直接投資に係る業種） **第二十一条**　令第十二条第一項第一号に規定する財務省令で定める業種に属する事業は、次に掲げる事業とする。 ［一～四　略］ 五　麻薬等（覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一項第一号に規定する麻薬（同条第二項の規定により麻薬とみなされるものを含む。）、同条第一項第四号に規定する麻薬原料植物及び同項第五号に規定する家庭麻薬並びにあへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号から第三号までに規定するけし、あへん及びけしがらをいう。）の製造業	（届出を要する対外直接投資に係る業種） **第二十一条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　麻薬等（大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第一条に規定する大麻、覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬とみなされるものを含む。）、同条第一項第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第五号に規定する家庭麻薬並びにあへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号から第三号までに規定するけし、あへん及びけしがらをいう。）の製造業
（対外直接投資の届出の内容の変更手続等） **第二十四条**　［略］ ２　［略］ ３　令第十二条第二項の規定に基づき届出をした者が当該届出に係る対外直接投資について次に掲げる事由が生じたときは、当該届出をした者は、当該事由について、報告	（対外直接投資の届出の内容の変更手続等） **第二十四条**　［同上］ ２　［同上］ ３　令第十二条第二項の規定に基づき届出をした者が当該届出に係る対外直接投資について次に掲げる事由が生じたときは、当該届出をした者は、当該事由について、報告
省令第十条第二項で定めるところにより日本銀行を経由して財務大臣に報告しなければならない。 一　［略］ 二　対外直接投資として行つた金銭の貸付契約に基づく債権の放棄又は免除に係る取引 ［号を削る。］	省令第十条第三項で定めるところにより日本銀行を経由して財務大臣に報告しなければならない。 一　［同上］ 二　対外直接投資として行つた金銭の貸付契約に基づく債権の変更又は消滅に係る取引 三　対外直接投資としての資金の支払により設置又は拡張された支店等の廃止に伴う当該支店等からの資金の受領

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第百五号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第十三条第二項及び第十五条第二項の規定に基づき、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年十二月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則

（工期等に影響を及ぼす事象）

第一条　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象（公共工事の請負契約に基づき受注者が当該請負契約の内容の変更について協議を申し出ることができる事由に該当するものに限る。）とする。

一　主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

二　労務の供給の不足又は価格の高騰

（施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置）

第二条　法第十五条第二項の国土交通省令で定める措置は、建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置とする。

附　則

この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月十三日）から施行する。